

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 55 退職給付の未認識項目に係る連結上の処理の留意点

「退職給付に関する会計基準」の改正により、連結上、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用（以下、「未認識項目」という）は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部のその他の包括利益累計額に計上されることとなりました。

今回は、当該処理が下記の（１）、（２）の場合にどのような影響があるかを実際の仕訳を用いて説明します。

- （１）連結子会社に少数株主が存在する場合
- （２）持分法適用会社を連結している場合

- （１）連結子会社に少数株主が存在する場合

連結子会社に少数株主が存在し、未認識項目がある場合、「退職給付に係る調整累計額」に計上される金額は子会社の未認識項目のうち親会社持分相当額のみとなります。

そのため、会計処理としてはいったん全体の退職給付に係る調整累計額を計上したうえで、少数株主持分割合に対応する額を少数株主持分に振り替える処理が必要となる点に留意が必要です。

●前提条件

連結子会社(持分比率は 70%)の期末時点の退職給付債務は 1,000、年金資産は 500、未認識項目 200、退職給付引当金は 300 の場合。なお、税効果は考慮しない。

●仕訳

退職給付引当金 300 / 退職給付に係る負債 500

退職給付に係る調整累計額 200

少数株主持分 60 / 退職給付に係る調整累計額 60 ※

※ 退職給付に係る調整累計額 $200 \times$ 少数株主持分比率 30%。適用初年度の場合、その他の包括利益を通さず、直接、純資産の部に計上するため、退職給付に係る調整額ではなく、退職給付に係る調整「累計額」を用いる（以下、(2)も同様）。

(2) 持分法適用会社を連結している場合

持分法適用会社を連結している場合には、持分法適用会社の純資産の当期増減額のうち、投資会社の持分相当額を連結財務諸表に反映します。

具体的には、持分法適用会社の当期純損益は投資会社の持分相当額を「持分法による投資損益」により計上し、持分法適用会社のその他有価証券評価差額金の当期増減額は投資会社の持分相当額を「その他有価証券評価差額金」に計上します。

この有価証券評価差額金の処理と同様に、持分法適用会社の未認識項目の当期増減額は投資会社の持分相当額を「退職給付に係る調整累計額」に計上する必要があります。

●前提条件

持分法適用会社（持分比率は 30%）の期末時点の退職給付債務は 1,000、年金資産は 500、未認識項目 200、退職給付引当金は 300 の場合。なお、税効果は考慮しない。

●仕訳

退職給付に係る調整累計額 60 / 投資有価証券 60 ※

※ 未認識項目 $200 \times$ 投資会社の持分比率 30% = 60

(2014/3/10 号より)